

泉南市と森永乳業株式会社との親子の健康や子育て支援に関する連携協定書

泉南市(以下「甲」という。)と森永乳業株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携及び協力を積極的に促進するため、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携及び協力し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 親子の健康や子育て支援に関すること
- (2) その他本協定の目的に資する事項に関すること

(協議)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携協力事項に係る取組を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議のうえ、決定する。

(免責)

第4条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第2条に掲げる連携協力事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求められないものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、この取組において、知り得た秘密や個人情報等を第三者に開示、漏えいしてはならない。なお、本協定の有効期間満了後も同様とする。ただし、相手方の同意を得たときは、この限りではない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれから書面による協定の解除又は見直し等の申出がない限り、本協定は自動的に1年間更新され、以後も同様の取扱いとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、本協定の解除を希望する場合、甲乙協議のうえ、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲及び乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、損害の賠償を求められないものとする。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙は、本協定の内容の見直しを必要と認めるときは、その都度、甲乙協議のうえ、本協定の内容の見直しをするものとする。

(その他)

第9条 本協定に規定のない事項及び本協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途定めることとする。

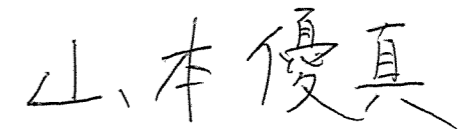
本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月14日

甲:大阪府泉南市樽井1-1-1

泉南市

泉南市長



乙:東京都港区東新橋1-5-2

森永乳業株式会社 国内営業本部リレーション営業戦略部

西日本統括部 部長

